

議案第6号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一



地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沼田市職員定数条例の一部改正)

第1条 沼田市職員定数条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時」の次に「の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」を加える。

(沼田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「いずれも3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない」とあるのは「当該任期に満たない」と、「引き続き3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期を超えない範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成31年条例第38号)第20条第1号から第3号までに規定する報酬の額)」を加える。

(沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤

職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（沼田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 沼田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第11条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に、「沼田市職員の給与に関する条例第13条」を「同条例第13条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年条例第38号。以下この項において「会計年度任用職員の給与条例」という。）第8条及び第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員の給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員の給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される沼田市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される沼田市職員の処遇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、別表第1」を「、同表」に改める。

別表第1中

同 委員	同 29,000円	を
同 委員	同 29,000円	に、
消防団員	同 市長が定める額	
青少年問題協議会委員	同 8,100円	を
青少年問題協議会委員	同 8,100円	に、
同 専門委員	同 教育委員会が市長に協議して定める額	
同 幹事	同 教育委員会が市長に協議して定める額	
環境審議会会長	同 9,800円	を
同 委員	同 8,100円	
環境審議会会長	同 9,800円	に、
同 委員	同 8,100円	
同 臨時委員	同 市長が定める額	
同 特別委員	同 8,100円	を
同 特別委員	同 8,100円	

同 臨時委員	同 市長が定める額
同 専門委員	同 市長が定める額

に、

交通指導員	隊長	年額 180,000円
	副隊長	同 156,000円
	班長	同 140,000円
	隊員	同 125,000円
特別職報酬等審議会委員		日額 8,100円
公務災害補償等認定委員会委員		同 8,100円
公務災害補償等審査会委員		同 8,100円

を

特別職報酬等審議会委員	日額 8,100円
-------------	-----------

に、

事務嘱託員	月額 市長が定める額又は教育委員会が市長に協議して定める額
税等徴収嘱託員	同 市長が定める額
教育研究所所長	同 教育委員会が市長に協議して定める額
教育研究所副所長	同 教育委員会が市長に協議して定める額
教育研究所生徒指導相談員	同 教育委員会が市長に協議して定める額
教育研究所幼児指導相談員	同 教育委員会が市長に協議して定める額
社会教育指導員	同 教育委員会が市長に協議して定める額
青少年育成相談センター運営協議会委員	日額 8,100円
同 補導員	同 教育委員会が市長に協議して定める額

を

同 相談員	同 教育委員会が市長に協議して定める額
同 所長	月額 教育委員会が市長に協議して定める額
同 指導員	同 教育委員会が市長に協議して定める額

青少年育成相談センター運営協議会委員	日額 8,100円
--------------------	-----------

に、

保育園嘱託医師	年額 市長が定める額
家庭児童相談員	月額 市長が定める額
母子・父子自立支援員	同 市長が定める額
土地改良指導員	同 市長が定める額
就業援助相談員	日額 市長が定める額

を

保育園嘱託医師	年額 市長が定める額
---------	------------

に、

鳥獣被害対策実施隊員	同 6,000円
集落支援員	同 8,100円

を

鳥獣被害対策実施隊員	同 6,000円
------------	----------

に、

空家等対策協議会委員	同 8,100円
------------	----------

を

空家等対策協議会委員	日額 8,100円
学校評議員	年額 教育委員会が市長に協議して定める額

に

幼稚園評議員

年額 教育委員会が市長に協議して定める額

改める。

(沼田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 沼田市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び臨時に雇用される定数外の職員」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(沼田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 沼田市職員等の旅費に関する条例(昭和40年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第203条第2項及び第203条の2第3項の費用弁償並びに」を削り、「第204条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第2条第1項第2号中「第1条」の次に「及び沼田市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(昭和30年条例第3号)」を、「規定する職員」の次に「並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、

給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年条例第38号）の規定を準用する。

（沼田市青少年育成相談センター設置条例の一部改正）

第13条 沼田市青少年育成相談センター設置条例（昭和58年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2年」を「その任命の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改め、同項ただし書を削る。

第8条第3項中「2年」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改め、同項ただし書を削る。

（沼田市交通指導員設置条例の廃止）

第14条 沼田市交通指導員設置条例（昭和45年条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

